

教育振興基本計画と政府予算編成の流れについて

(教育基本法(抄))

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めこれを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

教育振興基本計画策定までの流れ

中央教育審議会における審議

文部科学大臣に答申

文部科学大臣を中心に、政府として本年度内に教育振興基本計画を策定し、閣議決定

政府は教育振興基本計画を国会に報告

予算編成の流れ

毎年度8月末、各省において次年度予算の概算要求を財務省に提出

財務大臣は政府予算案を作成し、閣議決定、内閣は政府予算案を国会へ提出

(参考:平成19年度予算編成日程)

財務省原案内示:12月20日、政府案閣議決定:12月24日

国会において審議、議決

(参考)平成19年度予算:3月26日成立